

妊婦に対する新型コロナウイルス感染症対策の強化について

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月16日に全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出されるなど全国的に感染拡大が続いており、住民の間に不安が広がっています。特にこれから出産を控える妊婦の方々については一般の方に比べ重症化するリスクが高いことが指摘されており、また、無症状でも新型コロナウイルスを保有していた場合には、出産時に新生児や周囲の医療従事者が感染するリスクが高いなど、特別な配慮が必要となります。

日々新型コロナウイルス感染症と闘う医療現場では、仕事の性質上在宅勤務が出来ない妊娠中の看護師の不安の声や、周産期医療体制の崩壊を懸念する医療機関の声が日々高まっています。しかしながら、国においては、妊娠中の女性労働者への配慮や出産等に不安を抱える妊産婦への支援などを呼びかけておりますが、具体的な支援策がなく、不十分です。このような医療現場の深刻な現状を踏まえ、地域の実情に応じた的確かつ十分な対策が講じられるよう、下記のとおり要望します。

記

1. 妊娠中の医療従事者への強力な支援

- 国は、妊娠中の女性労働者について、休みやすい環境の整備やテレワークの積極的な活用を促進するよう労使団体に呼びかけている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大等の医療需要の急増に対し日々ぎりぎりの人数で対応せざるを得ない医療現場では、妊娠を理由とする中長期の休業や柔軟な配置転換は実質不可能である。仕事の性質上テレワークなどの在宅勤務も不可能であることから、妊娠中であっても日々出勤せざるを得ない状況にあり、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行う看護師など現場の医療従事者からは、日々不安の声が高まっている。

- 妊婦は感染した場合に重症化するリスクが高いことから、感染防止の徹底を図る必要があるが、医療現場では、感染防御に必要な防護服(ガウン)、サージカルマスク、フェイスシールド等の供給がひっ迫し、確保が大変厳しいとの強い声がある。まずは、感染症指定医療機関に止まらず、一般病床や宿泊施設の活用も含め、妊婦等の医療従事者の感染防止のため、国の責任で、十分な医療資材の確保・提供を行うこと
- さらに、妊娠中の医療従事者の配置転換や休業を可能とするため、国の責任において、看護師等の医療従事者を確保するために必要な人的・財政支援を行うとともに、医療機関が妊娠中の医療従事者の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費(賃金等)に対する助成を行うこと

2. 妊婦・子どもの安心・安全を守るため、出産前の希望する全ての妊婦への PCR 検査

○ 新型コロナウイルス感染症の無症状者への PCR 検査は、現在保険適用外である。
しかしながら、出産は「3つの密」の状況で行われ、新型コロナウイルス保有者の分娩時の荒い呼吸により、新生児や周りの医療従事者に感染させるリスクが高く、院内感染が発生する強い懸念が医療現場から示されている。分娩施設で院内感染が発生した場合には、診療機能の抑制・分娩停止に直結し、「お産難民」や「妊婦のたらい回し」が発生し、未曾有の周産期医療体制の崩壊につながる。

○ 国は、国会で妊婦への PCR 検査について早急に方針を示す旨答弁しているが(4月30日参議院予算委員会・公明党竹谷議員質問に対する答弁)、医療現場からの声を十分に受け止め、分娩施設での院内感染を防ぐ水際対策として、出産前の妊婦への PCR 検査費用の公費負担を早急に行うこと。その際、帝王切開か通常分娩かは直前まで分からないこと、院内感染を防ぐ観点からは通常分娩の妊婦に対して事前検査を行う必要があることから、分娩の形態によらず、希望する全ての妊婦への PCR 検査の費用を全額公費負担とすること。

また、PCR 検査に必要な試薬と個人防護具について、国で責任を持って調達・供給するとともに、新型コロナウイルス PCR 検査で陽性と判明した妊婦及びその出産児の受け入れ体制整備のため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を大幅に積み増すこと。

令和2年5月8日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

内閣府特命担当大臣 西村 康稔 様

京都府知事 西脇 隆俊